

# 小樽市宿泊税の導入経過と使途について

令和 7 年 9 月

小樽市産業港湾部観光振興室

## 1 宿泊税に関する検討の経過

小樽市では、近年増加する外国人観光客と多様化するニーズに対応するため、持続可能な観光振興に向けた新たな財源の確保が必要となっていた。

この課題に対応するため、令和元年11月に「小樽市観光税導入に係る有識者会議」を設置し、全5回の開催の中で、財源の規模や安定性及び受益と負担の関係性の観点から、法定外目的税として「宿泊税」を導入することが望ましいという結論に至り、令和5年2月に市へ提言（「観光振興のための安定的な新たな財源に関する提言書」の提出）を行った。

本市においては、この提言を踏まえ宿泊税を導入することとし、令和6年第4回定例小樽市議会（令和6年12月）において「小樽市宿泊税条例」が可決され、令和8年4月からの条例施行を予定している。

## 2 宿泊税の基本的な考え方

### （1）課税目的

観光資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実など、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

### （2）課税期間及び制度の見直し

小樽市宿泊税条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要な措置を講ずる。

## 3 宿泊税を活用する施策

新たな財源として導入する宿泊税は、これまでの取組に加え、魅力の向上や受入環境整備など、観光施策の新規・拡充に取り組むことで、交流人口や観光消費額の増加を促し、地域経済の活性化を図る。

また、小樽観光にとってその時代に即した最良の運用ができるよう、柔軟かつ自由度を高め、実効性のある施策を展開していく。

宿泊税を活用する施策については、納税者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者などの十分な理解を得る必要があることから、令和6年4月に宿泊者を対象として、令和7年6月に市内全宿泊施設を対象として、宿泊税の用途に関するアンケート調査を実施し、その結果などを踏まえ、8月から有識者や宿泊団体等で構成する「小樽市宿泊税検討会議」を設置して検討を進めている。

なお、宿泊税の活用状況については市ホームページなどで公表を行い、透明化を図る。

## 【参考】宿泊税の使途として考えられる施策の例

<b>I 歴史遺産や個性ある景観の保全</b>
(例)・歴史的建造物の保全 ・美しい街並みや景観の保全 ・歴史的建造物及び景観の周知啓発 など
<b>II 観光インフラの整備</b>
(例)・公共無線LAN(Wi-Fi)の整備 ・観光地の除排雪 ・観光地の道路、公園・緑地の整備・維持管理 ・観光地・観光施設の高付加価値化(ユニバーサル化等) など
<b>III 受入環境の整備</b>
(例)・観光案内所の機能強化 ・観光客等災害対応策 ・観光型MaaS構築 ・オーバーツーリズム対策 など
<b>IV マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組</b>
(例)・観光関連各種調査 ・地域DMOの施策推進強化 ・観光を支える人材の育成 ・夜間帯、早朝帯を活用したコンテンツ造成 など
<b>V 観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立て</b>
(例)・災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設
<b>VI 賦課徴収に係る経費</b>
(例)・特別徴収義務者への奨励金 ・賦課徴収事務に係る経費、管理システム使用料、印刷物作成 など

## 【参考】第7次小樽市総合計画 2019-2028

本市が観光都市として更に発展するため、歴史的建造物の保全・活用をはじめ、本市特有の都市景観の維持に努め、観光客が豊かな自然、歴史、文化、食などの多彩で奥深い魅力を体感し、「何度でも訪れたいと思えるまち」を目指します。

このため、「小樽の魅力を深める」取組として、既存観光資源の磨き上げやナイトツーリズムなど新たな魅力を発掘する取組を進めるとともに、インバウンドの誘致を強化し、多様化するニーズへの対応を図ります。

また、市内はもとより後志圏の豊かな自然や食など、魅力あふれる観光資源を広域的に活用する「小樽の魅力を広げる」取組を進めるとともに、ホスピタリティの啓発や観光ボランティア団体の活動促進により、市民の意識改革を図り、市民が積極的に参加する「小樽の魅力を共有する」取組を進めます。

これらの取組により、滞在時間の延長や複数回の訪問を促し、国内外観光客の消費拡大や関連産業への波及効果を高め、基幹産業として更なる発展に努めます。

《参考資料》北海道の宿泊税を活用する施策（予定）

北海道の宿泊税を活用する施策は、「北海道宿泊税を充当して取り組む施策の基本的な考え方」に基づき、広域自治体の役割として整理できる施策（対象が道内全域・市町村を跨ぐ広域的で効果が全道域に及ぶ施策）としており、「観光の高付加価値化」、「観光サービス・観光インフラの充実・強化」、「危機対応力の強化」の3つを施策目的に位置づけ、この3つの柱に基づく7つの分野に施策を分類している。

【参考】北海道宿泊税の使途（「宿泊税充当施策の基本的な考え方（骨子）」より抜粋）

<p><b>①マーケティングの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル技術活用によるマーケティング（ビッグデータの活用、地域の戦略策定支援など）</li> <li>国内外拠点のアンテナ機能強化（海外拠点の拡充、取組強化など）</li> <li>情報発信の強化（多言語対応の推進など）</li> </ul>	<p><b>②資源を活かした観光の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アドベンチャートラベルの推進（ガイド育成、ツアー造成など）</li> <li>新たな観光需要に応じたツーリズム（テーマ別観光、自然公園の観光活用など）</li> <li>観光地づくりやマーケティングと一体となったプロモーションの実施</li> </ul>	<p><b>③地域の取組支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エリア特性にあわせた観光振興（振興局単位の課題解決など）</li> <li>先駆的・モデル的な観光地づくりへの支援（観光地の創出・分散に資する取組、持続可能な観光地づくりなど）</li> </ul>
<p><b>④人材の確保・育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光関連産業における多様な人材の確保・育成（人材の定着、ATガイド育成、ITによる省力化など）</li> <li>専門人材の育成（DMOにおける専門人材の育成など）</li> </ul>	<p><b>⑤受入機能の強化・高度化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光DXによる産業の生産性の向上（システム導入、IT技術導入支援等）</li> <li>社会的な要請に対応した受入環境整備支援（ユニバーサル化など）</li> </ul>	<p><b>⑥移動利便性の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域観光に資する交通機能の強化（空港の受入体制強化、観光の視点からの広域的な交通に関する実証運行・利用促進など）</li> <li>交通手段のシームレス化等（MaaS、決済手段やデータのデジタル化など）</li> </ul>
<p><b>⑦危機対応力の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サポート体制の強化（安全確保に向けた旅行者目線での情報発信の強化など）</li> <li>機動的な需要喚起、風評被害対策等（財源の積上げ）</li> </ul>	<p>▶ <b>新税による使途の3つの方向性と想定規模</b> ◀</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 観光の高付加価値化……………①～③ 約17億円程度</li> <li>■ 観光サービスの充実・強化……………④～⑥ 約20億円程度</li> <li>■ 危機対応力の強化……………⑦ 約5億円程度</li> </ul> <p>上記のほか、徴収経費や道税システム改修費、特別徴収義務者交付金など、<b>数億円程度</b>を要する想定</p>	

※ 上記はあくまでも現段階で想定している使途の方向性であり、税の導入後、活用する事業は毎年度検討し、道議会の議決を経た上で決定します。  
 ※ 使途の規模感は、他自治体の事業規模などを考慮し、北海道における規模に置き換えて算出したもの。

市町村税による取組の自主性に配慮しつつ、  
 地域からの意見や必要な支援等も踏まえながら、市町村との役割分担を整理

基本的な考え方

適切な役割分担のもと、双方の施策連携により相乗効果を創出。

